

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 山末
日 時	令和元年7月25日(木曜日)		開 議 午前 10 時 00 分 閉 議 午前 11 時 28 分
出席委員	◎富谷 ○並河 長澤 大塚 三宅 小松 平本 西口		
理事者 出席者	【環境市民部】由良部長 [環境政策課] 山内課長 [環境クリーン推進課] 大西課長 【こども未来部】高橋部長 [保育課] 阿久根課長、釜中保育政策係長、小森保育幼稚園係長		
事務局	山内事務局長、鈴木議事調査係長、山末主査		
傍聴者	市民 0名	報道関係者 1名	議員1名(竹田)

会 議 の 概 要

1 開 議

2 行政報告

[理事者入室] こども未来部

(1) 幼児教育・保育の無償化について

<こども未来部長>

(あいさつ)

<保育課長>

(資料に基づき説明)

～ 10 : 33

[質疑]

<平本委員>

亀岡市で京都府の無償化事業の対象世帯における逆転現象に該当する人数はどれぐらいか。

<保育課長>

逆転現象の対象となるのは87人である。

<西口委員>

私立幼稚園との協議について、突然行政側から話があったということを聞いているのだが、話し合いは全て済んでいるのか。

<保育課長>

私立幼稚園とは教育委員会を含めて話し合いを行っており、合計5回ほど協議を行った。私立幼稚園は償還払いを希望されており、亀岡市としては、子育て世代の負担軽減と幼児教育の機会の保障をキーワードにしており、保育園も幼稚園も同じ形

で通える状況をつくることにより、選択肢が広がることにつながるため、法定代理受領（現物給付）でお願いしたいという話をしていた。協議は平行線であったが、感触としては法定代理受領でご理解いただけるのではないかと感じている。現在はまだ最終的な決定には至っていない。

<西口委員>

円満な形になるように協議を進められたい。

<こども未来部長>

今週の月曜日にも市内4園の園長と教育委員会を交えて協議を行った。その中で、これまでは給付方法の協議が平行線の状態であったが、現物給付の方向性で理解をいただいたところである。今後、細かな事務手続きについての協議を進めていく。

<大塚議員>

現物給付の方が償還払いよりもやりやすいのではないかと思うのだが、償還払いを希望されていたのはなぜなのか。

<こども未来部長>

園側の説明としては、保護者との直接契約の中で、保護者との信頼関係を大切にしてきたため、今後も良好な関係を築いていきたいという思いから償還払いの形をとりたいたいということであった。概ね京都府下全域の私立幼稚園でそのような意思を持っていると聞いており、京都市の民間幼稚園では償還払いの方法をとると聞いている。京都市のできるのであれば亀岡市でもできるのではないかという意見もあったが、事務的にできるかどうかではなく、民間幼稚園に行きたくても行けなかった人の選択肢が広がるのではないかという説明を行う中で、一定の理解はいただけたのではないかと思う。京都市以外の市町村は概ね法定代理受領で行うと聞いているが、南丹市は償還払いで行うと聞いている。

<小松委員>

京都府の無償化事業の対象世帯における逆転現象について、京都府に要望を行っているということだが、見込みはどうか。

<保育課長>

現段階では未定だが、努力はいただいていると聞いている。

<長澤委員>

資料の「(2) 対象施設・内容」の認可外保育施設等について、亀岡市に対象の施設はないのか。また、資料No.2の入所の要件について、国等が一定の基準を示しているのだと思うが、各自治体によって運用の余地はあるのか。

<保育課長>

認可外保育施設については、亀岡市にも該当する施設があると思う。既に京都府の届けは7件出されており、そのうちのいくつかの施設が該当するのではないかと考えている。既に話は聞かせてもらっており、説明も行っている状況である。入所の要件については、国が示しているものに若干の幅がある。例えば、就労要件の48時間以上という部分は亀岡市で設定した時間数である。

<並河副委員長>

病児保育事業については、事業所の希望によって償還払いになっているのか。

<保育課長>

これについては、該当する保護者が申請する形になる。

<並河副委員長>

数は少ないと思うが、現物給付にするのは難しいのか。

<保育課長>

これについては複数利用できるため、現物給付は基本的にせず、償還払いの形をとっている。病児保育については、既に保育園、保育所に通っている子どもたちについては保育料が無償になり、対象から外れることになることから、ここに該当してくる数は少ないと思う。

<大塚委員>

資料No.2の入所の要件の中で、「通院の場合、医師の診断書に記載された通院の期間。」とあり、医師だけが書かれているが、これまでは接骨院も含まれていたと思う。それは今回も同じか。

<保育課長>

変わっていない。

[理事者退室]

～10:46

[理事者入室] 環境市民部

(2) 亀岡市における環境美化施策について

<環境市民部長>

(あいさつ)

<環境政策課長>

(資料に基づき説明)

～10:59

[質疑]

<西口委員>

今後、協議を重ねていけばよいと思う。大崎町も志布志市も過料を明記しており、市民に見えるところに過料を徴収する旨の看板を設置している。これがポイ捨ての抑止に大きな効果を発揮したということも聞いている。本市の条例においても過料を明記することが大事だと思う。

<三宅委員>

インパクトのある言葉が非常に大事だと思う。時間をかけて考えていくとよいと思う。環境美化条例に明記されている空き地管理の件も非常に大事な部分であり、条例に代執行などが明記されているのは知らなかった。これについても看板等を設置すると抑止効果になると感じた。

<長澤委員>

環境美化条例に明記されている代執行の実例はないということだったが、公表の実例はあるのか。

<環境市民部長>

公表についても実例はない。

<小松委員>

環境美化条例の第11条及び第12条に定めている指導、勧告、命令についての実例はあるのか。

<環境市民部長>

指導、勧告、命令についても過去にはない。

<小松委員>

市民は、ごみのポイ捨てや動物のふんの処理などはマナーの問題だと捉えているのかもしれないが、マナーの問題では済まないと思う。過料等の罰則規定があるということをお話していかなくてはならないと思う。そういったことを今後検討していきたい。

<西口委員>

志布志市では民家の駐車場に5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金という看板が設置してあった。1,000万円以下の罰金は不法投棄の関係だが、そのように市民にインパクトのある看板を表示することは大事である。そういうことも含めた条例の内容にしていかなくてはならないと思う。志布志市の条例も5万円以下の過料であったか。

<環境市民部長>

1,000万円以下の罰金については法律の関係である。条例では過料の制限があると思うので、5万円を上限とするところが多いと思う。

<三宅委員>

亀岡市でも大井町の自治会長が1,000万円以下の罰金の看板をいただいて河川の近くなどに設置されているが、それはどういう形で何枚程度配付しているのか。

<環境政策課長>

ポイ捨てや不法投棄の状況に応じて申請をいただき、それに基づいて配付している。一律に配付しているということではなく、ピンポイントに設置している状況である。

<三宅委員>

先般、南丹市の堤防や美山町への道中でも看板を見つけて、結構設置されているのだと思った。

<並河副委員長>

今後、条例を制定したとして、自治会への説明や啓発活動は計画しているのか。

<環境市民部長>

現在、各自治会で地域こん談会を行っている。その中で、プラスチックごみゼロ宣言に基づくレジ袋禁止条例の説明を行っている。これからはポイ捨ての条例とレジ袋禁止条例の2本柱で進めていかなければならないため、時期を見て説明を行っていききたいと思う。具体的な時期については検討中である。環境美化条例は平成17年に制定されており、大崎町の条例は平成22年、志布志市の条例は平成21年に制定されている。条例が機能していくように看板の設置等も考えていきたい。

<西口委員>

草刈りをしていると、ポイ捨てをされた小さな家電等が見えず、草刈り機ではじいて車に当たったりする。農家は皆そのような経験をしている。犬の散歩している人がいつも犬のふんをレジ袋に入れて捨てているということもある。そういう状況があるということをお知らせしていく必要があると思う。大きな看板等を設置して抑止力を発揮させる方法を考えていかなくてはならないと思う。

<富谷委員長>

今後、たたき台として条例案を提示いただき、委員会で中身を検討していくというような進め方でよいか。

<平本委員>

議員提案で行うのか、市長提案で行うのかがまだ決まっていない状況で、それを決めるのはどうなのか。

<西口委員>

12月議会での可決を目指して協議を行い、市民にも啓発を行いながら、その中でどちらが提案するのかを確認していけばよいと思う。

<平本委員>

意見交換の場をこれからも持ちたいと思う。環境美化条例を含め、今後どのように進めていくのかを議論していけばよいと思う。

<富谷委員長>

議論を深める中で、最終的にどうするのかということを検討したいと思う。自動販売機の回収容器の設置についても条例に入れていただきたいと思っている。

<環境市民部長>

今後、細かな内容や提案者を協議していきたい。次回は条例案を作成し、委員会の中で検討していただきたいと考えてるので、よろしく願います。

<西口委員>

当面は本日の資料のように他の条例との対比ができるような形で資料を作成願いたい。議会としてはそれを見ながら議論を深めていくということによいと思う。

<富谷委員長>

12月議会での提案を目標に、条例案を提示していただき、見比べながら検討していくということによろしく願います。次に、配付資料について説明を求める。

<環境政策課長>

Plastics Smartかめおか100人会議の情報提供を行う。かめおかプラスチックごみゼロ宣言の趣旨等を市民の皆さんに理解していただくことを目的に、8月10日にKIRI CAFEで開催する。レジ袋の有料化や禁止は、最終的に市民が最も影響を受けることから、市民の理解を深める場にしたいと考えている。

[理事者退室]

～11:17

3 その他

<富谷委員長>

次回の委員会の日程を調整する。

(日程調整)

<富谷委員長>

次回の委員会は8月23日(金)午前9時30分からとする。

散会 ～11:28